

第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第11回） 会議録

- 1 会議名 第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第11回）
- 2 日時 令和6年5月23日（木）午後7時から午後7時40分まで
- 3 会場 東久留米市役所7階 701会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、熊野委員（副会長）、後藤委員、永渕委員、輪違委員、小玉委員、中島委員、篠宮委員、金井島委員、赤星委員、明日委員、新妻委員 以上12名
- 5 欠席委員 島崎委員、飯田委員 以上2名
- 6 事務局 中谷福祉保健部長、廣瀬介護福祉課長、大木係長・鈴木主任・木造主任（以上、保険係）、東海係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、池主査
- 7 傍聴人 なし
- 8 次第
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料確認
 - (3) 議題
 - 議題1 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第10回）の会議録について
 - 議題2 介護予防支援事業者の指定について
 - 議題3 地域包括支援センターについて
 - 議題4 地域密着型サービスについて③
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 9 配布資料
 - 【資料1】 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第10回）会議録（案）
 - 【資料2】 介護予防支援事業者の指定について
 - 【資料3】 地域包括支援センターについて
 - 【資料4】 地域密着型サービスについて③

10 会議録

- (1) 開 会 (省略)
- (2) 配布資料確認 (省略)
- (3) 議題

議題1 第8期東久留米市介護保険運営協議会(第10回)の会議録について

(省略)

議題2 介護予防支援事業者の指定について

【会 長】 議題2について、事務局より説明願う。

【事務局】 議題2、介護予防支援事業者の指定について資料2に沿って説明する。

初めに、介護予防支援とは、要支援1または2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適正に利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者との連絡・調整などを行うことである。

居宅介護支援の対象者が、要介護認定を受けた方であるのに対して、介護予防支援は、要支援の認定を受けた方が対象となる。

1、介護保険法の改正について、今般の介護保険法の改正により、令和6年4月から地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を実施できることになった。

この内容を分かりやすくしたものが、下の図になる。

図の左側、「現行」と記載しているほうが、令和6年3月までの取扱い、右側の「改正後」と記載しているほうが、令和6年4月以降の取扱いになる。

現行の流れであるが、これまでは市が地域包括支援センターを指定介護予防支援事業者として指定し、図中その下、「委託も可」と記載しているとおり、地域包括支援センターは、介護予防ケアプランの作成等については、指定居宅介護支援事業者に委託することができるとなっていた。

しかし、地域包括支援センターの業務が逼迫しているなどの課題があり、負担軽減を進めることを目的に、今回、法改正が行われた。

次に、図の右側、「改正後」であるが、市役所から左側に矢印が出ているほう、今までどおり市が地域包括支援センターを指定介護予防支援事業者指定し、業務を指定居宅介護支援事業者へ委託できるという流れは、変わらずそのまま残り、次に、市役所から右側

に矢印が出ているほう、この流れが今回新設されたものである。

これまで、指定介護予防支援事業者の指定は地域包括支援センターのみであったが、今回、新たに指定居宅介護支援事業者が指定を受けられるようになった。

これにより、指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターから委託という形ではなく、直接市から指定を受け、介護予防のケアプラン作成等ができるようになった。

こちらが今回の介護保険法の改正内容である。

次に、裏面に移り、2、新規指定の事業所についてであるが、今回の介護保険運営協議会で本件を報告させていただいたのは、指定介護予防支援事業者の指定に当たっては、介護保険法において、「市町村長は、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされているからである。

今後、指定介護予防支援事業者の指定に当たっては、随時、本協議会に報告することとする。

今般の介護保険法の改正を受け、市では、この4つの指定介護予防支援事業者を新たに指定した。

事業者名としまして、けんちの里指定居宅介護支援事業所、東久留米白十字訪問看護ステーション、有限会社たんぽぽ、居宅介護支援事業所きつくる、以上の4事業者である。

今後については、本協議会のスケジュールに合わせて申請期限を設定し、指定に当たっては、本協議会に随時報告させていただきたいと考えている。なお、現時点でこの4事業者以外からの申請等は受けていない。

今回の改正は、地域包括支援センターの負担軽減を進めることを目的に進められたものであるが、現状としては、居宅介護支援事業者もケアマネジャー不足により要支援の方を受け入れることができない事業所もあること、また、要支援者に対するケアプランの作成業務には、介護給付で行う介護予防支援と、総合事業である介護予防ケアマネジメントの2種類の事業があり、利用者の使いたいサービスの種類によっては、居宅介護支援事業者では実施できないケースも生じている。

このような課題もあることから、現状としては、4つの指定介護予防支援事業者を新たに指定したものの、介護予防のケアプラン作成等については、居宅介護支援事業者が担っているケースはまだ少ないのが現状である。

議題2、介護予防支援事業者の指定についての説明は以上である。

【会 長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委員】 介護予防支援事業者の指定について、本年4月から包括センターの設置者のほか、市から直接これができるようになったということであるが、資料では、地域包括支援センターの業務の負担軽減になるように見えるのだが、地域包括支援センターの業務の負担というのは、これによってどのようになるか伺う。

【事務局】 国の方針としては、居宅介護支援事業者に、直接、介護予防のケアプラン作成を行えるようにとしたところではあるが、現状としては、居宅介護支援事業者についても、ケアマネジャーの人員不足もあり、なかなかケアプランの作成等受けられないという現状がある。

また、利用者の使いたいサービスによっては、居宅介護支援事業所では受けられないサービスというものもあり、その場合は、やはり地域包括支援センターにお願いせざるを得ない状況があるため、現状としては、地域包括支援センターの業務負担というのは、軽減できていないという状況である。

【委員】 逆に負担が増えるということになるのか伺う。予想として、見込みとしてどうか。さらにケアの充実ということになれば、あるいは、今よりも、この変更によってケアを充実させるということになるか。包括のほうの負担というのは、増えるというふうに考えたほうがいいのか。

【事務局】 これまでも介護予防のケアプランの作成というのは、地域包括支援センターが担っていたが、居宅介護支援事業所で直接受けられるようになったというのが、今回の改正であるので、負担は増えることはないと考えている。一方で現状では今までと比較して劇的には変わっていないと考えている。

【委員】 一言で言えば、介護を受けるほうから見れば、より充実するというように考えることができるということになるのか。逆に、地域包括支援センターのほうから見ると、業務は今までよりも負担が増えるということか

【事務局】 利用者からすると、今までは地域包括支援センターにお願いするしかなかったというところが、今後は居宅介護支援事業所も選択肢としては増えることになるため、利用者にとってはメリットがあると考えている。

一方で、先に説明したとおり、そのサービスの種類によっては、やはり地域包括支援センターにお願いせざるを得ないケースもあるため、新たに制度ができたばかりである中で、市民の方には、分かりやすい形でこういったことは説明していかなければならないという点は課題と考えている。仕組み上では、地域包括支援センターの負担は減るものとなって

いる。

【会 長】 ほかに何かあるか。ないようなので、次の議題へ進む

議題3 地域包括支援センターについて

【会 長】 議題3について、事務局より説明願う。

【事務局】 議題3、地域包括支援センターについて資料3に沿って説明する。

地域包括支援センターにおいては、本協議会において継続して検討を行ってきているが、令和6年4月1日からの変更事項について、報告する。

まず、受付時間であるが令和6年4月1日より受付時間を現行月曜日から金曜日午前9時から午後7時だったものと、土曜日午前9時から午後5時までだったものを、月曜日から土曜日午前9時から午後5時半に変更した。

本日、配布している地域包括支援センターのパンフレットにおいては、年度末に印刷を行い、配布・周知を行っている。

表面の地域包括支援センターの案内には、受付時間の変更とあわせて、かねてより来所の相談等で担当者が不在のことも多いということも聞いているため、来所によるご相談は「事前に電話での予約をお願いします」という表現を今まで以上に強調した形で記載している。

次に、2番目の地域包括支援センターブランチについてである。

名称を「東久留米市在宅介護支援センター」とし、地域包括支援センターのブランチであるが、今までの在宅介護支援センターという名称を継続使用する形となる。

所在地は、東久留米市幸町3-11-10、開設予定日は、令和6年10月1日。

小山4丁目、5丁目は東部圏域の担当地区になり、幸町2丁目から5丁目は、中部圏域の担当地区、野火止と八幡町については、西部圏域の担当地区となる。

委託先は、医療法人丸山会である。

ブランチ設置に関する市民への広報については、8月15日号と10月1日号の掲載を予定している。

次に、本日配布している東久留米市地域包括ケア特集について、案内する。

例年、本協議会でも、この地域包括ケア特集について報告している。

これは、介護予防、フレイル予防の理解の促進ということを目的に作成しているものである。介護予防・健康づくり施策の見直しや、総合事業の周知というところでも、本協議

会で内容の周知を行ってきたが、今年度も一面を介護予防、フレイル予防という誌面とし、市民の方が基本チェックリストに取り組んでいただけるように、基本チェックリストを大きく記載している。

また、介護予防・生活支援サービスの総合事業の短期集中予防サービスについての一例を紹介している。

中面に、これまで新型コロナウイルスの関係で掲載を控えていた介護福祉課事業の年間予定について案内することで、市民の方に年間を通しての介護予防、フレイル予防事業について知っていただき、より参加につなげられるようにという記事にしている。

次に、裏面に、地域包括支援センターの案内を載せている。

また、先ほどのランチの開設の関係もあるため、在宅介護支援センターについても以前より少し目立つような形で掲載している。

本タブロイド紙については、東久留米市の公式ホームページのほうにも掲載している。

議題3及び資料3についての説明は以上である。

【会 長】 この件について質問等あるか。ないようなので、次の議題に進む。

議題4 地域密着型サービスについて

【事務局】 議題4、地域密着型サービスについて③について資料4に沿って説明する。

まず、既に第1回及び第6回の介護保険運営協議会にて説明しているとおり、当市の介護保険運営協議会は、所掌事務として、地域密着型サービス運営協議会の役割を担っている。そのため、定例的な議題として、地域密着型サービスの整備状況等を報告しているところである。

初めに、1、地域密着型サービスの新規指定・廃止についてである。

内容としては、昨年、令和5年5月16日に開催された第6回介護保険運営協議会以降に、新規指定または廃止した事業所の一覧となっている。

まず、(1) 新規指定の事業所についてである。

サービス種別、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、通称、認知症高齢者グループホームとして、事業所名は、花物語ひがしくるめナーシングと、それに併設する、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所として、事業所名は、花織ひがしくるめである。こちらは前回の資料でも開設予定として掲載していたが、正式に令和5年12月1日に開設した。

次に、(2) 廃止の事業所についてである。

地域密着型通所介護として、事業所名は、パナソニックエイジフリーケアセンター東久留米・デイサービスで令和6年2月29日に、デイサービスアルゴ式番館が令和5年10月31日に事業廃止となっている。

以上が、新規指定及び廃止の事業者である。

次に、2、地域密着型サービスの整備等についてである。

こちらは、それぞれのサービス種別における事業所の整備数と定員数について、第7期中の実績と、第8期中の実績を比較している。

まず、項番1、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、項番2、認知症対応型通所介護、項番4、小規模多機能型居宅介護については、事業所の整備数、定員数ともに変動はなく、次に、項番3、地域密着型通所介護、通称、地域密着型デイサービスについては、整備数について、東部圏域が1か所の減、これは先ほど説明したパナソニックエイジフリーケアセンター東久留米・デイサービスの廃止によるものである。

そのほか、中部圏域に2か所の増、西部圏域に3か所の増があり、市内全域では4か所の増、定員数は57名の増となっている。

地域密着型サービスへの参入が多い理由としては、定員19人以上の通常規模のデイサービスよりも単位数が高く設定されていることや、比較的低コストで建物や設備が用意できること、人員基準をクリアしやすいことなどが考えられる。

続いて、項番5、認知症対応型共同生活介護、通称、認知症高齢者グループホームである。認知症高齢者グループホームは、第8期中に2か所の事業所が廃止され、公募により、1か所の事業所が整備された。

その結果、令和3年度に、1ユニット、定員6名の事業所が2か所廃止した一方で、資料上段で説明したとおり、令和5年12月1日に新規開設した、花物語ひがしくるめナーシングが、3ユニット、定員27名であるため、差引きの結果、市内全域での整備数は1か所の減である一方で、定員数は15名の増となっている。

同じく、項番6、看護小規模多機能型居宅介護についても、令和5年12月1日に新規開設した、花織ひがしくるめが市内初の整備であり、登録定員29名のため、市内全域での整備数は1か所の増、定員数は29名の増となっている。

議題4、地域密着型サービスについて③の説明は以上である。

【会 長】 この件について質問等あるか。ないようなので、その他へ移る。

(4) その他

【会 長】 その他について、本日の議題以外に何かあるか。

【事務局】 東久留米市高齢者紙おむつ等購入費助成金支給事業について、報告する。

第9回介護保険運営協議会において、同事業については、地域支援事業における任意事業の家族介護支援事業のうち、介護用品の支給に係る事業に位置づけ、地域支援事業交付金を活用して実施していること、また、第10回介護保険運営協議会において、第9期介護保険事業計画期間についても、引き続き、例外的な激変緩和措置として事業実施が認められることについて、報告したところである。

東久留米市高齢者紙おむつ等購入費助成金支給事業については、令和6年度も予算が確保できたため、今年度も継続して実施する。今後も事業継続できるように、引き続き、国の動向を注視していく。

【会 長】 ほかに何かあるか。

【事務局】 次回の協議会は、8月に開催予定である。

(5) 閉会

【会 長】 他にないようなので、本日の協議会を閉会する。

閉会時刻：午後7時45分